

表5 病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成22年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	国と同等	国より有利
都道府県	47	42 (89.4%)	5 (10.6%)
指定都市	19	16 (84.2%)	3 (15.8%)
市区町村	1,731	1,586 (91.6%)	145 (8.4%)
合 計	1,797	1,644 (91.5%)	153 (8.5%)

- (注) 1 病気休暇は、私傷病（結核性を除く）の場合の取扱いを示す。
 2 国の私傷病の場合の病気休暇は、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給（いわゆる基本給）を半減することとされている。
 3 ()内は、団体区分中の割合である。